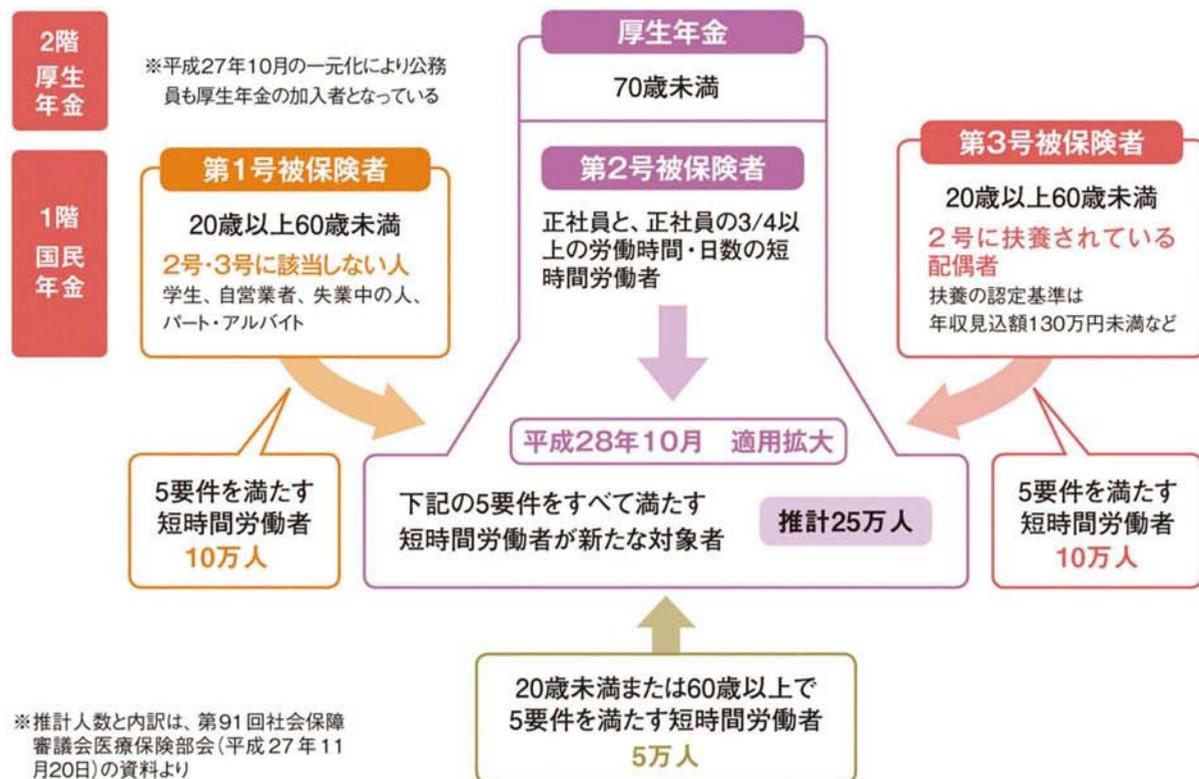


2階建ての公的年金制度と適用拡大



※推計人数と内訳は、第91回社会保障審議会医療保険部会(平成27年11月20日)の資料より

パート(短時間労働者)に対する社会保険の適用拡大の5要件

平成28年10月施行に向けて、具体的な判断基準の詳細は、省令や通知などで今後規定される予定です(下記は平成27年3月17日の第8回 社会保障審議会 年金事業管理部会で公表された運用方針です)。

【適用拡大の5要件】(平成28年10月施行)

下記の5要件をすべて満たす短時間労働者は、社会保険に加入することになります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること
賃金月額は、賞与や時間外手当、通勤手当など最低賃金法において算入しない賃金は除かれる予定です。
- ③勤務期間が1年以上見込まれること
- ④学生を適用除外とすること
- ⑤規模501人以上の企業(特定適用事業所)を強制適用対象とすること
501人とは、現在の加入基準(正社員と正社員の4分の3以上の労働時間と労働日数で働くパートなど)に基づく加入者の合計が、法人単位で501人以上かどうかで判定されます。

MEMO

適用拡大の流れ

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて、短時間労働者の賃金引き上げや本人の希望をふまえた労働時間延長により、社会保険の適用を行った事業主に対する助成金や、中小企業も短時間労働者への社会保険の適用拡大ができるように、法律改正の検討が進められています。



横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor



答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
由美
パート勤務41歳
(現在は、会社で健康保険と厚生年金に加入する夫の被扶養者)

パートの適用拡大とは

今回は、平成28年10月から始まる短時間労働者に対する健康保険・厚生年金の適用拡大の対象者について説明します。

まずは「社会保険の扶養に入る」ということを確認しておきましょう

パート勤務の妻が夫の扶養に入れるかどうか

1.まず、妻自身が勤め先で社会保険に加入していないこと(「加入基準」を満たしていないこと)

パートの年収見込額(通勤手当や時間外手当などを含む)が130万円未満であっても、勤め先で加入基準(働き方が勤め先の正社員の4分の3以上の労働時間と労働日数であること)を満たしていると、妻自身が社会保険(健康保険と厚生年金保険)に加入することが優先されます。

2.夫の扶養に入れるかどうか

次の①②すべての要件を満たした場合に、夫の会社が扶養の手続きを行います。

- ①夫が、社会保険を適用している会社などで健康保険と厚生年金に加入していること
- ②妻の年収見込額が130万円未満であり、かつ、夫の年収の半額未満であること

※妻が60歳以上の場合、180万円未満が扶養の判断基準になります。

平成28年10月の適用拡大

平成28年10月から始まる短時間労働者に対する健康保険・厚生年金の適用拡大5要件のすべてに妻が該当すると、妻自身が勤め先で社会保険に加入することになります。

由美 パート(短時間労働者)の適用拡大は扶養に入れる基準の改正ではなく、加入の基準が変わるという話を以前お聞きしましたよね。

先生 平成28年10月から始まるパートの新たな加入基準の話と、夫の健康保険の扶養に入り、国民年金の第3号被保険者になるかどうかの年収見込み130万円未満は変わらないという話をしましたね。

由美 結局、パートの妻が社会保険に入るということでしょうか？

先生 適用拡大の対象は第3号被保険者だけではなく、そのうち3

号から社会保険加入に移る人は10万人です。それに夫が3号の場合もあります。

由美 あとの15万人は、国民年金の第1号被保険者ですか？

先生 いいえ、1号から社会保険加入に移る人は10万人です。あとの5万人は非加入から社会保険に移る人です。

由美 非加入とはどんな人ですか？

先生 1号と3号は20歳以上60歳未満の人ですから、非加入とは20歳未満や60歳以上の短時間労働者です。

由美 なるほど、適用拡大はパートの妻だけの話ではないんですね。